

東京都廃棄物審議会

廃棄物部会（第4回）及び資源循環部会（第4回）の合同部会

会議次第

日時 平成27年11月4日（水）午前10時00分～12時00分

会場 都庁第二本庁舎 南側31階 特別会議室26

議事 （1）廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）案
（2）その他

<配付資料>

資料1 東京都廃棄物審議会廃棄物部会・資源循環部会委員名簿

資料2 廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）構成案

資料3 廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）案

東京都廃棄物審議会 廃棄物部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	江尻京子	ごみ問題ジャーナリスト
	佐藤泉	弁護士
	杉山涼子	常葉大学社会環境学部教授
部会長	田中勝	公益財団法人廃棄物・3R 研究財団理事長
	宮脇健太郎	明星大学理工学部教授

東京都廃棄物審議会 資源循環部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	蟹江憲史	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
	斉藤崇	杏林大学総合政策学部准教授
	辰巳菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
	橋本征二	立命館大学理工学部教授
	松野泰也	東京大学大学院工学系研究科准教授
部会長	安井至	独立行政法人製品評価技術基盤機構名誉顧問

【第1章 資源利用の現状と都が直面している課題】

資源利用を取り巻く現状

(資源制約)

- 資源価格の乱高下
- 鉱物資源の品位低下
- 食料需給のひっ迫

(環境制約)

- 東南アジア等における森林減少・生態系損失
- 銅等金属鉱石の品位低下による環境負荷の増大

持続可能な資源利用に向けた世界の動向

- G7エルマウ・サミット首脳宣言
- 国連「持続可能な開発目標」
- サプライチェーンでの取組

東京の資源利用と廃棄物処理の現状

(東京の資源利用)

- 資源の海外への依存
- 大消費地・産業構造・本社機能(3Rの現状)

容器包装と小型家電

- 焼却灰リサイクル
- 産業廃棄物の広域処理
- 建設廃棄物の大量発生

(廃棄物の最終処分等の現状)

- 最終処分量削減
- 一廃・産廃とも最終処分量の下げ止まり

(不適正処理の現状)

- 海ごみ
- 資源の持ち去り
- 産業廃棄物の不法投棄
- 廃家電等

超高齢化・人口減社会の到来

- 高齢者人口割合の増加
- ごみの排出量等への影響
- 遺品等の処分
- 在宅医療廃棄物の増加
- 労働力不足

首都直下型地震等災害への備え

- 関東大震災
- 東日本大震災の災害廃棄物処理支援
- 大島土石流災害の災害廃棄物処理支援

【第2章 基本的考え方】

◎ 2030年に向けて東京都が目指すべき姿

- 2050を見据えた2030のビジョン
- 2020東京オリパラに向けて世界に先進的取組をアピール

持続可能な資源利用への転換

- 地球規模の環境負荷等の低減のための大都市としての責任遂行
- 資源効率の向上
- ものを長く大切にす社会の実現
- 製品サービスの選択を通じたライフサイクル全体における環境負荷の低減

良好な都市環境の次世代への継承

- 世界一の環境先進都市東京にふさわしい循環型社会づくり
- 処分場の延命化
- 超高齢化社会への対応
- 不適正処理対策

○最適な循環利用・廃棄物処理システム

- 効率的な循環利用・廃棄物処理システムからのエネルギー供給
- 全ての有用な物を資源として循環利用する合理的な制度

◎ 多様な主体との連携

事業者

- 先進的な取り組みの普及
- 情報発信

廃棄物処理業及び資源再生業者

- 静脈ビジネスの発展を支援
- 災害時の支援体制構築等

消費者・NGO・NPO等

- 連携等による普及啓発
- 情報発信など協働と連携関係の構築
- 消費者教育、学校教育、環境教育との連携

区市町村・九都県市等

- 区市町村との連携
- 九都県市廃棄物問題検討委員会
- その他自治体同士のネットワーク活動への貢献

海外諸都市

- 知見や経験の共有
- 国際協力
- オリパラを参考に

【第3章 計画目標の設定】

◎ 目標

計画目標1 資源ロスの削減と循環利用量の向上

- 食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進めるとともに、循環利用量を高め、資源効率向上に資する
- 一般廃棄物の再生利用率
- 2020(平成32)年度 27%
- 2030(平成42)年度 37%

計画目標2 持続可能な調達の普及

- 低炭素・自然共生・循環型の資源の選択を促進し、持続可能な調達を東京の事業活動に定着させる

計画目標3 最終処分量の削減

- 最終処分量を着実に削減し、処分場の更なる延命化を図る
- 最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物計)
- 2020(平成32)年度 2012(平成24)年度比 13%削減
- 2030(平成42)年度 2012(平成24)年度比 25%削減

計画目標4 適正処理の推進

- 東京から排出された産業廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理の徹底を図る
- 優良な処理業者が市場で評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する

計画目標5 災害廃棄物の処理体制

- 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する

◎ 指標

- 資源ロスに関する指標
- 都民1人当たり食品ロス量
- 都民一人1日当たりごみ量

○ 適正処理に関する指標

- 第三者評価制度を意識している排出事業者の割合
- 不法投案件数(産廃スクラム32地域内)

<参考> 法定事項

- 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

【第4章 主要な施策(6つの柱)】

1 資源ロスの削減

- 食品ロスの削減
- 使い捨て型ライフスタイルの見直し
- 建築物の長寿命化と建設廃棄物の循環利用
- 紙資源のロスの削減
- 家庭ごみの全面有料化

2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進

- 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進(木材、再生砕石、泥土(トレーサビリティ含む))
- 持続可能な調達の普及

3 廃棄物の循環利用の更なる促進(高度化・効率化)

- 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり
- 区市町村のリサイクルの取組
- 最終処分場の延命化
- エネルギー・熱利用
- リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組

4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上

- 有害廃棄物等の適正処理
- 区市町村への技術支援の強化
- 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討
- 海ごみ対策等散乱防止・街の美化
- 古紙持ち去り対策
- 合併浄化槽の普及
- 産業廃棄物対策の不適正処理防止

5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

- 第三者評価制度の普及促進
- スーパーエコタウン事業の推進
- 社員教育・研修機会の提供等
- 共同技術研究の実施

6 災害廃棄物対策

- 区市町村の体制
- 都の体制整備
- 国や関係団体と連携した広域処理体制の確保

**東京都廃棄物処理計画の改定について
(中間のまとめ) 案**

2015 (平成27) 年11月

東京都廃棄物審議会

(目次)

諮問の趣旨	1
計画の位置づけ	2
第1章 資源利用の現状と都が直面している課題	
1 資源利用を取り巻く現状	3
2 持続可能な資源利用に向けた世界の動向	3
3 東京の資源利用と廃棄物処理の現状	4
4 超高齢化・人口減社会の到来	6
5 首都直下型地震等災害への備え	7
第2章 計画の基本的考え方	
◎ 2030年に向けて東京都が目指すべき姿	8
1 持続可能な資源利用への転換	8
2 良好な都市環境の次世代への継承	9
◎ 多様な主体との連携	10
第3章 計画目標と指標	12
第4章 主要な施策	
1 資源ロスの削減	13
2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進	16
3 廃棄物の循環利用の更なる促進（高度化・効率化）	18
4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上	22
5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展	27
6 災害廃棄物対策	29
参 考 東京都廃棄物処理計画 計画目標数値内訳	31
附属資料	

当審議会は2015（平成27）年6月、都知事から東京都廃棄物処理計画の改定について諮問を受けた。

諮問の趣旨は次のようなものであった。

諮問の趣旨

（諮問の趣旨）

現行の東京都廃棄物処理計画の計画期間は平成23（2011）年度から27（2015）年度までであるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、計画の改定について諮問する。

（検討いただきたい事項）

次の1及び2について、概ね平成42（2030）年頃を想定した長期的なビジョン及び平成32（2020）年度までの具体的な計画の2つの視点でご検討いただきたい。

- 1 「持続可能な資源利用」のあるべき姿と施策の方向性
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第5条の5第2項が定める事項

今回の東京都廃棄物処理計画の改定にあたっては、都として、残された課題及び新たに生じた課題を整理し、その解決に向け、対策を講じるべきである。

本中間まとめでは、まず第一章「資源利用の現状と都が直面している課題」で、現状から見えてくる課題を抽出し、第二章において、これらの課題を克服する為に必要な基本的考え方を整理した。

また、課題を克服する際に、何を到達点とすべきかを明確にするため、定量的または定性的な目標の設定を第三章に示した。

さらに、この目標を達成する為に必要な具体策を体系的に整理したのが第四章である。

計画の位置づけ

本計画は以下のような性格を持つものとする。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970（昭和 45）年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 の規定に基づき策定する計画である。
- 東京都廃棄物処理計画は、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画であり、主要な施策を示すものである。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、企業や関係団体、自治体等との連携を強化し、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針』（2015（平成 27）年 3 月）を具体化させ、「持続可能な資源利用」を実現した都市を目指すことを目的として定めるものである。

計画の期間

2016（平成 28）年度から 2020（平成 32）年度までの 5 年間とすべきである。また、2050（平成 62）年を見据えた 2030（平成 42）年のビジョンを示すべきである。

第1章 資源利用の現状と都が直面している課題

1 資源利用を取り巻く現状

今後、新興国等の経済成長により世界全体の資源消費量はさらに増加の見込みであり、仮に発展途上国が現在の先進国(OECD 諸国)並みに資源を消費するようになると、2050(平成62)年時点での世界の資源消費量は倍増すると推計されている。

天然資源の掘削、消費に伴い、世界的に、温室効果ガスの排出、生物多様性の損失や森林の減少に代表される環境影響が増大しており、グローバル化した世界経済がこれからも安定的に運営されていくためには、有限な自然資本をどのような考え方や方策によって維持しながら持続可能な社会を形成していくことができるかを考えていくことが重要となっている。

(1) 資源制約

○2000年代初頭までは比較的安定していた資源価格は、2004年頃から大きく下落し乱高下するようになった。また、貴金属やレアメタルなどの産出国に限られる資源については、産出国での政情不安や当該資源の輸出制限などにより価格が上昇し、これまでも国内の製造業が少なからぬ影響を受けている。

○銅などの場合には、鉱石の品位が大きく低下している。

○食料資源は、人口爆発により食料消費が増加する一方、耕作地の限界や気候変動の影響、水産資源の減少等により、今後、食料需給がひっ迫する恐れがある。

(2) 環境制約

○森林・生態系：東南アジア等では、パームオイルをはじめとする農業生産や木材生産に伴う大量な土地の改変により、森林減少や生態系の損失が進行しているが、我が国は多くの木材及び木材製品をこれらの地域から輸入している。

○金属資源の需要が増える一方、鉱石の品位低下に伴い、単位当たりの生産に伴うエネルギーが増加している。また、食料生産に伴う水・エネルギーの大量消費など様々な環境への影響を与え続けている。

2 持続可能な資源利用に向けた世界の動向

現在、世界では、サプライ・チェーンを含めた持続可能な資源利用に向けた様々な取組が注目されてきている。

○G7エルマウサミット：2015(平成27)年6月、ドイツのエルマウで開催されたG7サミットの首脳宣言において、「責任あるサプライ・チェーン」「資源効率性のためのアライアンス」などが主要項目として盛り込まれた。G7諸国には、世界的なサプライ・チェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件および環境保護を促進する重要な役割があること、また、経済成長と雇用だけでなく環境保護のためにも資源効率性が極めて重要であることが述べられている。

○持続可能な開発目標：2015（平成 27）年 9 月には国連総会でミレニアム開発目標に代わる 2030 年までの新たな目標として、「持続可能な開発目標」が採択され、その目標 12 として、「持続可能な消費・生産」が掲げられた。そこでは、天然資源の持続可能な管理及び効率的な使用、食品ロス・食品廃棄物の削減、持続可能な公共調達などの項目について先進国が率先して取り組むことが謳われている。

○サプライ・チェーンでの取組：先進企業等を中心に、製品を製造する段階だけでなく、資源の採取等の資源利用の流れの上流段階から、製品の運搬、消費、再生利用、廃棄物処理までの包括的な対策（資源利用の流れをライフサイクルやサプライ・チェーンで捉える対策）を進め、資源の利用効率を高める取組が進められている。

近年、自然環境を国民の生活や企業の経済基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる「自然資本」という考え方が注目されており、森林、土壌、水、大気、生物資源など自然によって形成される資本に対する、サプライ・チェーンを通じた影響を回避していく取組も開始され始めている。

2010（平成 22）年に発行された社会的責任に関する包括的な規格である ISO26000 は、重視すべき 7 つの原則（説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）と 7 つの中核主題（ガバナンス、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画）を掲げている。また、持続可能な調達活動に関する手引きとして ISO20400 が数年中に発行される見込みである。

3 東京の資源利用と廃棄物処理の現状

（1）東京の資源利用

東京は、他地域から供給される資源を多量に消費している。

○海外への依存：2012（平成 24）年時点で、我が国は年間約 13.6 億トンの天然資源を消費しているが、その 6 割を輸入に依存している。一方で、一度使用した資源の再生利用（循環利用）量は 2.4 億トンであり、年間に投入される天然資源の約 2 割に留まっている（環境省平成 27 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より）。

○大消費地：東京の人口は全国の約 10%であるが、2012（平成 24）年の都内総支出は全国の 19.4%を占める大消費地である。

○産業構造：都内の産業構造を見ると、卸売、小売業、飲食サービス業の割合が多く、卸売業・小売業の年間商品販売額は全国の約 3 割を占めている。一方、都内にはメーカー等の工場が少なく、都内で利用される製品等の多くは都外で製造されている。

○本社機能：日本経済の中心である東京には、企業の本社機能の 5 割が集積している。東京は持続可能な資源利用に向けた大きな影響力と責任を有している。

（2）3Rの現状

○一般廃棄物：2013（平成 25）年度の一般廃棄物の総排出量は、457 万トン。区市町村の家庭ごみ全面有料化や資源回収等の取組により、一般廃棄物の排出量は 2000（平成 12）年度比約 17%減。また、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、949g/人・日。

- 容器包装と小型家電：区市町村は、2000（平成 12）年度に完全施行された「容器包装リサイクル法」に基づき、容器包装の分別回収に努めている。また、2013（平成 25）年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行され、小型家電の回収を実施している。
- 焼却灰リサイクル：多摩地域においては、広域的な焼却残さの処理方法として、以前は埋め立てていた焼却灰をエコセメント化し再生利用している。区部においても、焼却灰のセメント原料化等に取り組んでいる。

○産業廃棄物：2013（平成 25）年度（速報値）の産業廃棄物の排出量は 2,459 万トンであり、2000（平成 12）年度比約 2%減。上下水道業を除く排出量（1,106 万 t）で見ると、建設廃棄物が 936 万トンで 84.6%を占めている。また、建設廃棄物のうちでは、汚泥が 229 万 t（建設廃棄物の 24.4%）、がれき類が 580 万 t（同 62.0%）となっており、この 2 種類で建設廃棄物の 86.4%である。

- 再生利用：再生利用量は 869 万 t で再生利用率は 35.4%である。
- 広域処理：産業廃棄物の排出量 2,459 万 t のうち 2,452 万 t は中間処理されるが、都内での中間処理量は 1,852 万 t（中間処理量の 75.5%）であり、その他は他県で処理（広域処理）されている。また、上下水道業を除いた中間処理量 1,098 万 t についてみると、都内で中間処理されている量は 499 万 t（上下水道業を除く中間処理量の 45.5%）となっている。
- 建設廃棄物の大量発生：都内では、1970 年代前後に竣工した建築物の建替え、1990 年代に竣工した建築物の改修、及び都市インフラの更新時期が到来しており、建設廃棄物が引き続き多量に発生することが想定される。また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、競技施設や選手村などの建設が予定されているほか、中央リニア新幹線の新設や地下鉄の延伸なども計画されている。このことから、特に建設泥土及び掘削土等の発生量が増大することが想定される。

（3）廃棄物の最終処分等の現状

○最終処分量 6 割減：2013（平成 25）年度の一般廃棄物の最終処分量は約 36 万 t で 2000（平成 12）年度の 99 万 t と比べて、約 64%減である。また、産業廃棄物の最終処分量は 75 万 t で 2000（平成 12）年度の 232 万 t の約 67%減である。現在、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量は、ともにほぼ横ばいで推移している。東日本大震災の福島第一原子力発電所における事故の影響により最終処分量が増えた品目について依然としてリサイクルが進んでいないものがある。

○一般廃棄物の最終処分：都内の一般廃棄物の最終処分は、区部は東京都が設置し、管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場を、多摩地域の 25 市 1 町は、東京たま広域資源循環組合が設置し管理する二ツ塚処分場等を使用している。また、島しょ地域は自らの管理型最終処分場を有する小笠原村を除いて、東京都島しょ町村一部事務組合で大島と八丈島の管理型処分場を使用している。今後、都内に新しい最終処分場を確保することは困難であり、最終処分場の延命化は大きな課題となっている。

○産業廃棄物の最終処分：産業廃棄物の最終処分量 75 万 t のうち、20.4 万 t（最終処分量の 27.3%）は都内で最終処分されており、他は他県で処理されている。上下水道業を除いた最終処分量 66 万 t のうち、都内で最終処分されている量は 17.8 万 t（同 27.1%）である。

（４）不適正処理の現状

○海ごみ：近年、海洋生態系へのプラスチックごみの影響が世界的に懸念されているが、海ごみの一部は海岸漂着物として都内でも島しょ地域に影響を与えている。

○資源の持ち去り：集積所に出された古紙などを、無断で持ち去る行為（持ち去り）が未だに後を絶たない。

○産業廃棄物の不法投棄：全国的に新たに発見される大規模な不法投棄の量・件数は減少傾向にあるものの撲滅に至っていない。関東甲信越及び福島、静岡エリアの都、県及び政令指定都市及び中核市の自治体で構成される産廃スクラム 32 地域内においても、大規模な不法投棄件数は、2006（平成 18）年度の 256 件から 2013（平成 25）年度では 65 件と 4 分の 1 以下に減少しているものの、未だ撲滅には至っていない。

○廃家電等：違法な不用品の回収業者等による不適正な廃家電の収集運搬や不適正処理、廃家電等の不法輸出による輸出先国の環境負荷が懸念されている。

4 超高齢化・人口減社会の到来

○高齢者人口割合の増加：東京の人口は 2020（平成 32）年にピークとなり、その後は減少に向かうと予測されている。人口構成については、年少人口及び生産年齢人口は減少する一方で、高齢者人口の割合が増加し、2020（平成 32）年には東京に住む 4 人に 1 人が高齢者となることが見込まれている。特に、2020 年以後は、75 歳以上の高齢者人口は 65 歳から 75 歳未満の高齢者人口よりも多くなると予測されている。また、ごみの排出原単位が比較的大きい単独世帯の割合が増加すると見込まれる。

○ごみの排出量等への影響：介護を要する高齢者の増加、高齢者の一人暮らしの増加等が想定され、ごみの分別や排出が困難となる等の事例が増加するおそれがある。

○遺品等の処分：遺品整理の際発生する粗大ごみ等の処理に対応できる仕組みが必要となっている。高齢者の一人暮らし宅の遺品や廃棄物が未処理のまま残置される事例も発生している。

○在宅医療廃棄物の増加：政府は、できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指している。今後、在宅医療の対象者が増加した場合には、在宅医療廃棄物が増加するおそれがある。

○労働力の不足：生産年齢人口（15－64 歳）の減少と高齢化により、廃棄物処理・リサイクルを担う業界や施設運営の現場においても労働力人口の減少と高齢化が深刻化する懸念がある。

5 首都直下型地震等災害への備え

○1923（大正 23）年の関東大震災では、約 730 万㎡のがれきが発生したが、埋立てや低地のかさ上げなどに利用し、数か月で処理を終え、その後の復興へとつながっている。

○都は、2011（平成 23）年の東日本大震災に際し、被災地の早期復興を進めるため、岩手県及び宮城県からの要請に基づき、災害廃棄物の広域処理を支援した。

○2013（平成 25）年 10 月には、台風 26 号により発生した大島町における大規模な土石流災害に際し、地方自治法の事務委託を受ける形で、大島町からの要請に基づき、災害廃棄物の島外処理・運搬等の業務を受託し、処理を行った。

○これらの経験を踏まえ、今後想定される首都直下地震・南海トラフ巨大地震等に備え、事前に処理体制を確保しておく必要がある。

第2章 計画の基本的考え方

◎ 2030年に向けて東京都が目指すべき姿

本計画と同時期に改定される東京都環境基本計画においては、オリンピック・パラリンピック大会とその後を見据え、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目標に掲げることが検討されている。

都が策定する東京都廃棄物処理計画においても、東京都環境基本計画で掲げる理念を踏まえ、概ね2030（平成42）年を目途に、以下の基本的考え方に基づく取組を進めるとともに、オリンピック・パラリンピック東京大会を通じて都民・事業者・行政の先進的な取組を発信し、広く社会に定着を図る契機とすべきである。

○「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」

2030（平成42）年に実現する姿として、サプライ・チェーン全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要である。

1 持続可能な資源利用への転換

✓ 地球規模の環境負荷等の低減のために大都市としての責任を果たす

世界が直面している資源制約・環境制約のもとで、東京がその経済活力を維持・発展させていくためには、天然資源消費量の削減を進める必要がある。また、資源の大量消費に伴い、国内他地域や海外で生じる環境負荷や社会にもたらされる悪影響を低減させるため、先進国の大都市としての責任を果たしていく必要がある。このため、都は、2030年に向けて、次のような「持続可能な消費及び生産の姿」を目指して取り組むべきである。

- 資源ロスの削減と循環利用の推進により、資源効率が高まっている
- ストックの価値が重視され、ものを長く大切に社会が実現している
- 低炭素・自然共生・循環型の製品・サービスの選択を通じて、ライフサイクル全体から生じる負の影響を低減する取組が定着している。
- 特に、再生資源を積極的に利用していく責任が認識され、資源の循環利用が大きく前進している

2 良好な都市環境の次世代への継承

✓ 世界一の環境先進都市東京にふさわしい循環型社会づくり

将来にわたって生活環境の保全及び公衆衛生の確保を実現するには、これまでの取組を更に発展させ、世界一の環境先進都市・東京にふさわしい循環型社会づくりを通じ、次のようなことを留意して3R及び適正処理に取り組んでいく必要がある。

- 安定的な廃棄物処理を継続するために必要不可欠なインフラである埋立処分場をできる限り長期間使用している
- 超高齢化社会にあっても適切な廃棄物処理サービスが提供されている
- 廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、処分等が適正に行われ、地域の生活・自然環境に重大な影響を及ぼす不適正処理が防止されている
- 災害発生後、復旧復興に資する迅速かつ適正な災害廃棄物処理が行われる

✓ 最適な循環利用・廃棄物処理システム

これらのビジョンを実現するためには、2030（平成42）年を見据えて、目指すべき姿に向かって、環境負荷と社会的費用を考慮した最適な資源循環と廃棄物処理システムを戦略的に目指していく必要がある。そのためには、以下のような視点が重要である。

- 効率的な循環利用・廃棄物処理システムからのエネルギー供給

循環型社会形成推進基本法の発生抑制と循環利用の優先順位を尊重し、素材のリサイクルや再生資源の利用を拡大していく際、それに要するエネルギー消費量の増加により温室効果ガスの発生量が大きくなる可能性があるなど、トレードオフの関係も存在する。そのため、廃棄物処理システムの全ての段階で省エネルギー・静脈物流低炭素化・未利用熱の有効利用に取組み、効率的な循環利用・廃棄物処理システムを前提としていく必要がある。

また、循環利用・廃棄物処理システムは、エネルギーやエネルギー資源を供給する重要な役割を担っており、天然資源から採取される燃料資源を代替するなど、様々な環境負荷の低減や温室効果ガス排出量の削減等に一層寄与していくべきである。

- 全ての有用な物を資源として循環利用する合理的な制度

超高齢化・人口減社会を目前にした今こそ、経済合理性をも鑑みた効率化の促進、規制の合理化、有害廃棄物の更なる適正処理、処理困難物の適正な資源化・処理ルートの確保に資するルールの構築が求められている。

都は、有価物か廃棄物かに関わらず、一般廃棄物か産業廃棄物であるかにかか

わらず、全ての有用な物が、マテリアル資源又はエネルギー資源として循環利用されることにより、埋立処分に依存しない、柔軟かつ合理的な資源の循環利用・廃棄物処理を方針に掲げ、国や他の自治体をリードしていくべきである。

◎ 多様な主体との連携

計画の推進にあたっては、多様な主体との連携が不可欠である。都は、コーディネーター役として、持続可能な資源利用、資源循環と適正処理に係る全ての主体と協働して、より効果的に計画を推進していくべきである。

(1) 事業者

- ・「持続可能な資源利用」を進めるモデル事業を実施し、そこで得られた知見を多くの事業者（発注者、施主等を含む）に広めていくとともに、先進的な取組を行う企業等と連携して新たな仕組みを構築していく。
- ・2015（平成27）年度に実施したモデル事業の成果を広く発信し、定着を図る、等

(2) 廃棄物処理業及び資源再生業者

- ・優良な産業廃棄物処理業者を認定する「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」（以下、「第三者評価制度」という。）の制度の充実を図るとともに、スーパーエコタウン事業者や業界団体とも連携協力し、静脈ビジネスの更なる発展を支援
- ・災害時の支援体制構築、等

(3) 消費者・NGO・NPO等

- ・都民やNGO等との連携を更に強化し、「持続可能な資源利用」に向けた行動を根付かせていくため、ターゲットに応じた適切なメディア戦略により、都民のライフスタイルの転換を促す機運を高めていくよう普及啓発
- ・NGO等の草の根の活動を通じた経験に基づく情報を都が発信していくなど協働と連携に係る関係の構築
- ・消費者教育、学校教育その他の環境教育との連携を検討していく必要、等

(4) 区市町村・九都県市等

- ・区市町村との連携

資源循環分野においては区市町村の一般廃棄物行政との連携が特に重要であることから、これまで以上に連携して推進を図る必要のある取組については、一定の目的意識を共有し、相互の役割の認識・尊重を基礎として、対等の関係のもとに連携して行動していく建設的な関係を構築

区市町村と都との共同検討会の場等を通じて検討し、取組を推進

- ・九都県市の活動を通じた連携

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）廃棄物問題検討委員会における、3R推進月間の10月を中心とする3Rの普及促進キャンペーン等、首都圏自治体同士の連携協力を重視

- ・その他自治体同士のネットワーク活動への貢献

13大都市清掃事業協議会、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会等自治体同士のネットワーク活動に参画し、情報共有や発信に寄与

（5）海外諸都市

- ・海外諸都市との交流を通じ、「持続可能な資源利用」の先駆的取組を行う諸都市と相互に知見や経験を共有
- ・現在、都が保有し、又は蓄積している技術や知識について海外に向けて積極的に情報発信するなど、国際協力を推進
- ・これまでのオリンピック・パラリンピック大会の取組事例を参考にして、大会のみならず、都の資源循環施策の構築に反映

第3章 計画目標と指標

◎ 目標

第2章で述べた「持続可能な資源利用」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指して、施策を体系的に進めていくための定量的・定性的な目標

計画目標1 資源ロスの削減と循環利用量の向上

・食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進めるとともに、循環利用量を高め、資源効率向上に資する

・一般廃棄物の再生利用率

2020（平成32）年度 27%

2030（平成42）年度 37%

計画目標2 持続可能な調達の普及

・低炭素・自然共生・循環型の資源の選択を促進し、持続可能な調達を東京の事業活動に定着させる

計画目標3 最終処分量の削減

・最終処分量を着実に削減し、処分場の更なる延命化を図る

・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）

2020（平成32）年度 2012（平成24）年度比 13%削減

2030（平成42）年度 2012（平成24）年度比 25%削減

計画目標4 適正処理の推進

・東京から排出された産業廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理の徹底を図る

・優良な処理業者が市場で評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する

計画目標5 災害廃棄物の処理体制

・災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する

◎ 指標

その他、第4章で述べる「主要な施策」を推進するに当たって、数値目標は掲げないが、計画期間のうちに把握していくべき指標

○ 資源ロスに関する指標

・都民1人当たり食品ロス量

・都民一人1日当たりごみ量

○ 適正処理に関する指標

・第三者評価制度を意識している排出事業者の割合

・不法投棄件数（産廃スクラム32地域内）

第4章 主要な施策

第2章で述べた本計画の基本的考え方を実現するため、第3章で示した目標の達成を目指し、以下の6つを施策の柱として定め、各施策を実施していくべきである。

1 資源ロスの削減

資源ロスを削減し、資源効率を大きく高めていくためには、貴重な食料を無駄にしないこと、過剰な容器包装や使い捨て型の資源消費を回避すること（メンテナンスや修理がしやすい製品、長寿命型製品の開発・選択等を含む。）などが必要である。

(1) 食品ロスの削減

基本認識

- 世界では約8億人、9人に1人が、飢餓に苦しんでいるとの報告（2014（平成26）年9月。国連食糧農業機関（FAO））があるなか、今後、世界の人口増や経済成長、耕作地の限界、農業生産への気候変動の影響などにより、世界の食料供給が不安定化するおそれがある。食料生産は環境への影響（温室効果ガス排出、森林伐採、水の消費など）も大きい。
- 一方、我が国を含む先進各国では食品ロス（売れ残り、食べ残しなど、口にされずに廃棄される食品）が大量に発生している状況にある。
- 日本においては、全国で年間643万トン（2012（平成24）年度）、食品製造業の少ない都内においても約28万トン（2012（平成24）年度）の食品ロスが発生している。食品ロスの削減は、可燃ごみ中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点にとどまらず、東京が世界の大都市としての責任を果たしていく観点からも重要である。

⇒ 検討の方向性・取組方策

これまでの3R施策から一歩進んだ持続可能な社会の構築に向けた先進的な取組を行うモデル事業の成果を都民・事業者によく普及拡大させることにより、関連産業の活性化などのきっかけとすることで、東京の持続的な発展にも繋がる意義の有る取組としていくことやフードバンクの利用促進などに取り組むべきである。

また、引き続き外食事業者と連携して、食べきりを推奨する取組を支援するとともに、区市町村やNGO等と連携した普及啓発等により、食品ロスを削減していくべきである。

2015（平成 27）年度モデル事業 食品ロス削減に向けた協創プロジェクトの市民浸透強化事業

提案者：フードロス・チャレンジ・プロジェクト

内容：普及啓発のためのシンポジウムを実施するなど学びや議論の場の提供、食品表示や食品インターフェース改善、サルベージ・パーティ、もったいない鬼ごっこ等の企画、ツールの普及、WEB制作など

⇒ このモデル事業を生かして、市民自らが積極的に食品ロスの削減に取り組む土壌をつくり、東京から発信していくべきである。

（2）使い捨て型ライフスタイルの見直し

- 近年、海洋生態系へのプラスチックごみの影響が世界的に懸念されており、それを背景に世界各国・各都市でレジ袋規制の取組が急速に進んでいる。日本においても大手のスーパーマーケットがレジ袋の有料化などによる削減に取り組んでおり、レジ袋の使用枚数はかつてに比べると減少しているが、区市町村や販売事業者団体等と連携して、更なる削減を図っていく必要がある。
- また、容器包装は、多くの場合、内容物を保護する重要な機能を有している。しかしながら、一回使用のものや一時的な利便性のために使用されているものも多い。
- 持続可能な資源利用を推進するためには、再使用や長期使用を考慮した消費行動など身近なところから使い捨て型のライフスタイルを見直していくことが重要である。

⇒ 周辺自治体と連携して容器包装廃棄物の削減に取り組むとともに、区市町村や事業者と協力してリユース容器の使用を拡大し、使い捨て製品の使用を抑制していくべきである。また、レジ袋の削減など、区市町村とも連携しながら、使い捨て型ライフスタイルの見直しに資する取組を推進していくべきである。

⇒ 雨傘の無料レンタルなどリデュースに資する取組や古本、衣服や家具のリサイクルショップ等地域に根差した身近なリユースの取組の活用を紹介するなど、都民のライフスタイルの転換を促す機運を高めるよう、情報発信メディアを充実させ、効果的な広報・普及に取り組むべきである。

(3) 建築物の長寿命化と建設廃棄物の循環利用

- 都市に蓄積される建築物などのストックを長く大切に使用する「ストック型社会」への移行を促進する必要がある。
- 都内から排出される産業廃棄物の38%（上下水汚泥を除いた量の84.6%）はコンクリート塊や建設泥土をはじめとする建設廃棄物である。首都圏では建設廃棄物の増大に比して、リサイクル品の需要が進まず、円滑なリサイクルに支障が生じる恐れがある。

⇒ 都は、引き続き、一定規模の新築建築物の建設に際して、「建築物環境計画書制度」や「マンション環境性能表示」の中で建物の長寿命化について評価する仕組みを通じて、建物の長寿命化に取り組んでいく必要がある。

⇒ 建設工事の発注者等にも再生資材の有効利用を促す仕組みを検討するなど、エコマテリアルの利用と合わせて、引き続き、更なる循環利用に取り組むべきである。

(4) 紙資源のロスの削減

- 我が国の紙・板紙の内需は、2000（平成12）年にピークを記録して以降高水準で推移してきたが、リーマン・ショック後の2009（平成21）年に大きく数量を落とし、それ以降はペーパーレス化などの進展により、元の水準に回復することなく推移している。
- しかしながら、2013（平成25）年の日本の国民一人当たりの紙・板紙消費量は214.6kgと依然世界でもトップクラスの水準にある。可燃ごみには依然として3割程度の紙が含まれていると推計される。
- 事業系一般廃棄物の削減の観点からも、紙資源の利用の仕方に関する意識啓発が必要である。

⇒ 過剰なチラシ配布の抑制等、もとは森林資源から作られる紙の利用方法、発生抑制等に関する意識啓発を行うべきである。

(5) 家庭ごみの全面有料化

- 都内では、22市3町の自治体が家庭ごみを全面有料化している。
- 家庭から排出される一般廃棄物の有料化は、なるべくごみになるものを買わないようにする、製品を長期間使うなどの発生抑制策を促し、資源回収に出すインセンティブとなる（排出抑制）ほか、リサイクルに取り組む人と取り組まない人の不公平感の解消、自治体のリサイクル費用の確保などの意義がある。

⇒ 都は、引き続き、家庭ごみ全面有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ全面有料化に向けた議論を喚起していくべきである。

2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進

天然資源の採取に伴う環境負荷を最小化し、持続可能な資源利用を進めるためには、ストック型社会への移行を妨げない範囲で、低炭素・自然共生・循環型の建築資材や物品等を利用し、持続可能な資源利用を目指すべきである。

(1) 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進

持続可能な資源利用を進めていくためには、環境分野の視点から持続可能な調達を促進し、特に以下の品目を含むエコマテリアルの利用を拡大させていくことが重要である。また、これらの取組に発注者をはじめとする関連事業者や都民の理解が得られるよう、都は制度づくりや普及啓発にこれまで以上に取り組む必要がある。

① 持続可能な木材利用

- 我が国では、木材の7割を輸入しているが、マレーシアやインドネシアなどでは、パームオイルをはじめとする農業生産や木材生産のために、森林減少や生態系の損失が生じており世界的な課題になっている。
- 特にコンクリート型枠用合板の97%を占めるマレーシア及びインドネシアから輸入された合板の中には違法伐採リスクが高いものがあるとの指摘がある。
- 一方、我が国は、国土の約3分の2が森林に覆われた世界有数の森林国であるが、国内の森林資源は利用されないことにより間伐等の森林整備が行き届かず、林産物の供給のみならず、水源の涵(かん)養、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能が損なわれる事態に陥っている。
- また、森林の価値を高めるなどの効果や木造・木質化による我が国の木の文化の継承等に資することができるため、特に国内の人工林から作られる多摩産材などの木材は、再生可能な範囲で利用を促進すべきである。

⇒ 東京では、建築物の建築等に伴う型枠用合板の消費が多いことから、国産材や森林認証木材の利用を促進し、違法伐採木材の排除を進めていくべきである。また、多摩産材など国内の人工林から得られる木材の利用の意義についても、関係部局等と協力してさらに普及啓発を図るべきである。

② 再生資材等の利用促進

- 都内では高度経済成長期に建築された建物やインフラが更新期を迎えている。それに伴って生じるコンクリート塊は、これまでは主に再生砕石として道路の路盤材等に利用されてきたが、リサイクル材としての利用量を上回る大量のコンクリート塊が発生することで、需給ギャップが生じかねない。
 - 再生砕石・再生骨材コンクリートの利用拡大に取り組んでいくことが必要である。
-
- 建設・土木工事等の際に杭基礎工法やシールド工法などによって掘削工事から生じた泥状の掘削物及び泥水は、泥状を呈するために廃棄物処理法上、産業廃棄物（汚泥）に分類される。
 - 都の調査によると、2013（平成 25）年度、都内では 229 万トンの建設泥土が排出されており、これは建設廃棄物排出量の 24%に相当する。統計上、「再資源化施設」で処理された後、「再生」された量が多いことになっているが、実際には残土として処分されている可能性も否定できない。
 - また、「海洋投入処分」されている量も多いが、海洋投入処分の全廃は我が国の国際公約であり、海洋汚染防止法に基づく海洋投入処分の許可は例外的に認められているにすぎない。
 - 建設泥土処理の実態について、喫緊に関係者の認識共有を図るとともに、品質が確認され、再生利用先が担保された場合に廃棄物から卒業させて再生利用を促す仕組みを検討するなど建設泥土改良土の利用を促進していく必要がある。

⇒ 都は、建設副産物対策を総合的かつ計画的に行うため、「東京都建設リサイクル推進計画」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」を策定している。その中で、再資源化の目標や先進的な活用事例を示すことにより、コンクリート塊や建設泥土等の建設副産物の再生利用を促進し、再生資材が建設資源として積極的に選ばれる循環型社会を構築するべきである。

ア 再生砕石・再生骨材コンクリートの利用促進

都庁の関係局が連携して、再生骨材コンクリート等への利用拡大に取り組んでいるが、さらにこの取組を広げていくべきである。

イ 建設泥土改良土の利用促進

2015（平成 27）年度のモデル事業の成果を踏まえ、品質管理された建設泥土改良土を中間処理が終了した段階で卒業させるとともに、工事発注者をはじめとした関係者に利用を促す仕組みを構築し普及させていくべきである。

そのほか、広域的な工事間利用を推進するルールづくりや不適正事案に対する取り締まりなどの規制に取り組むべきである。

《参 考》

2015（平成 27）年度モデル事業 建築工事における国産合板材型枠の実用性・持続可能性検証モデル事業

提案者：鹿島建設株式会社

内 容：都内の現場において、国産材型枠合板の物性の整理、実用性評価の実施、持続可能性の調査など

⇒ このモデル事業を生かして、さらに持続可能な木材利用の普及に取り組んでいくべきである。

2015（平成 27）年度モデル事業 建築工事における建設汚泥改良土の利用促進

提案者：日本建設業連合会

内 容：品質管理を徹底し、合理的な運搬方式により建築汚泥改良土を無償で現場に提供するスキームを構築し、建設汚泥改良土を利用

⇒ このモデル事業を生かして、さらに建設汚泥改良土の利用拡大に取り組んでいくべきである。

（2）持続可能な調達 の普及

- 2020オリンピック・パラリンピック東京競技大会では、「持続可能な調達」が必要となる。また、持続可能な調達に関するISO企画策定作業も進んでいる。
- 大企業では持続可能な調達に係る取組が始まっている。中小企業はグローバルなサプライ・チェーンの中で上流の情報を得にくいのが、持続可能な調達に関する更なる普及促進のためには、中小企業の取組が不可欠である。
- 持続可能な調達を企業行動に定着させ、森林認証木材等の各種認定製品や再生資材等で低炭素・生物多様性保全・循環型の原材料の選択を促進するとともに、消費者がそれらの取組を支持できるよう情報を発信していくことが必要である。
- また、消費段階における配慮が可能となるようエコラベルの普及や製品のライフサイクルコストを考えた消費に関する普及啓発に取り組むことが重要である。

⇒ 2020（平成 32）年のオリンピック・パラリンピック大会を契機に、「持続可能な消費と生産」を広く都内の事業活動や消費行動に普及させるため、公共調達や企業の調達における「持続可能な調達」を定着させていくべきである。

3 廃棄物の循環利用の更なる促進（高度化・効率化）

産業廃棄物については事業者の取組により、また、一般廃棄物については、容器包装や家電製品など各種リサイクル法の施行や区市町村の努力により、2013（平成 25）

年度の最終処分量は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに2000（平成12）年度比で6割以上削減されている。

しかし、依然として最終処分されている廃棄物には、更なる再生利用が可能な資源が含まれており、循環利用を更に促進していく必要がある。

（1）事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり

- オフィスビルや商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3Rを推進するには、排出事業者によるプラスチックや雑紙のリサイクルなど更なる取組が求められる。
- 商店街等中小事業所、小規模なテナントビルなどでは、分別のためのスペースを確保できず、また、排出ロットが小さくなることによるコスト高から事業系廃棄物の資源化が進んでいないのが現状である。
- 一般廃棄物と産業廃棄物の区分の問題、衛生的処理の必要性、排出のしやすさ等を考慮しつつ、規模に応じた再生利用の更なる促進を図っていく必要がある。

⇒ 都と区市町村が連携し、事業系廃棄物のリサイクル（3R）ルールづくりに取り組むべきである。

⇒ 排出事業者を対象にした講習会等で紙資源の有効利用や電子機器類のリサイクルに関する情報提供をするなど意識向上に努めるべきである。

⇒ 適正処理を確保しつつ、効率的にリサイクルを促進するため、現行の規制の合理化も含め、検討していくべきである。

（2）区市町村のリサイクルの取組

- 都は、3年ごとに策定する「東京都分別収集促進計画」において、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集促進に向けた取組を示している。
- 使用済み小型家電については、有用金属が多く含まれるものの、その多くは不燃ごみとして処理され、鉄やアルミを除いた金属資源の多くは回収されずに埋立処分されてきた。小型家電リサイクル法の施行以降、都内すべての自治体（島しょを除く）で小型家電回収が実施され、都は、一元的に情報提供するなど技術支援や財政支援により体制整備を後押ししてきた。多くの区市町村では、公共施設での回収ボックスの設置やイベント回収などにより小型家電を回収している。
- 一般廃棄物対策においては、各区市町村の取組を尊重しつつ、それぞれに共通する様々な課題については、情報の共有をしながら対応していくことが重要である。

⇒ ごみの組成の中でまだリサイクルが可能なものについて、区市町村の更なる資源化の検討を促進していくべきである。

① 容器包装リサイクル

⇒ 区市町村によるリサイクルが一層進むよう、分別収集を促進すべきである。

② 小型家電リサイクル

⇒ 都民の排出機会の多様化を図るなど、更なる回収量の増加を支援していくべきである。

③ その他

⇒ ペーパーレス社会の中で紙資源等の分別に関する意識を高めるため、訴求力のある広報のあり方の検討をするとともに、雑紙のリサイクルなど更なる資源化に積極的に取り組む自治体の先進事例について、区市町村と情報共有を進めるべきである。

(3) 最終処分場の延命化

都内においては、今後、新たな埋立処分場の空間を確保することは困難であり、現在の処分場をより長く大切に使う必要がある。

① 焼却灰のリサイクル促進

- 多摩地域では、一般廃棄物の焼却灰をセメント材料としてリサイクルするエコセメント化により、最終処分量の大幅な削減に役立っている。また、エコセメントは都内産のエコマテリアルであり、コンクリート製品等への利用をさらに推進する必要がある。
- 一方、23区では、焼却灰を熔融スラグ化して再生利用していたが、東日本大震災後の節電要請等により、操業規模を縮小しており、一部セメント原材料化を実施しているものの、2014（平成26）年度においては、約25万トンの焼却灰が最終処分されている。

⇒ 都は、エコセメントの利用促進等、焼却灰の更なるリサイクルの促進と安定化に資するため、技術的な支援を行っていくべきである。

⇒ 広く灰のリサイクルに関する技術を調査研究し、更なる利用促進に向けて、情報発信を行っていくべきである。

② 都の設置する埋立処分場の適切な管理運営

- 都は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や都内の中小事業者が排出する産業廃棄物等の埋立処分を行っている。
- 埋立処分場の環境負荷及び維持管理のための負担を最小限に抑えることが重要である。

⇒ 引き続き、廃棄物等の埋立処分計画に基づき、埋立処分場の計画的使用と延命化に努めるとともに、処分場からの浸出水処理等の環境対策を着実に実施し

ていく。

⇒ より一層の埋立処分量の削減を図るため、区と連携を図り、埋立処分場の現状や課題を区民に周知することにより、ごみの減量に資する行動を働きかけるべきである。

(4) エネルギー・熱利用

- 循環型社会形成基本法では、優先順位として発生抑制、再使用、再生利用、の次に熱回収（サーマルリサイクル）が位置付けられている。
- サーマルリサイクルには、廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料RPF（Refuse Paper & Plastic Fuel）が含まれる。
- 低炭素なエネルギー源を生み出す都市インフラとしての廃棄物処理施設を最大限有効活用することに、たゆみない技術力の向上を図っていく必要がある。

⇒ 都は、区市町村の施設の更新等に合わせた技術的な支援にとどまらず、廃棄物発電の高効率化、熱融通、稼働率の向上などソフト面を合わせた助言も行っていくべきである。

⇒ 主にマテリアルリサイクルが困難な古紙やプラスチックを原料とした固形燃料（RPF）は、高効率で化石燃料代替燃料となるため、資源化の手法の1つとして有効であることを周知していくべきである。

⇒ バイオマス発電や熱利用についても、先進事例や技術動向を調査し、情報発信等を行っていくべきである。

(5) リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組

- 事業系廃棄物の分別収集を拡大すると収集運搬コストが増大する可能性があることから、資源化できない現状に直面している。
- 都内で産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合は、都知事の産業廃棄物処理業の許可（廃棄物処理法第14条）が必要となるが、「再生利用されることが確実であると都知事が認めた産業廃棄物のみの処理を業として行う者」であって「都知事の指定を受けた者」は、産業廃棄物の収集運搬の許可は不要である。都は、これまで建設泥土、廃ペットボトルについて、再生利用指定を行ってきた。
- 2015（平成27）年3月から、販売事業者が自主的に店頭回収したペットボトルについて、産業廃棄物と判断するとともに、廃棄物処理業の許可等を不要とする措置をとり、分別収集及びリサイクルを促進している。
- 引き続き、再生利用指定制度の活用等も含め、再生利用量の拡大に取り組む必要がある。

⇒ 経済合理性をも鑑みた効率化の促進、規制の合理化、有害廃棄物の更なる適正処理等を検討していくべきである。

《参考》

2015(平成 27)年度モデル事業 「みんなが参加する」より高度な循環型社会に向けたモデル事業

提案者：日本環境設計株式会社

内容：お台場のオフィスや商業施設で、PETボトルの回収から再製品化までのリサイクルループ構築、ワークショップを通じた事業系廃棄物の共通分別ルール・表示の設定等、消費者・企業参加型のリサイクルを実施

⇒ このモデル事業を生かして、さらなる資源化を目指し、事業系ごみの分別回収ルールを構築していくべきである。

2015(平成 27)年度モデル事業 宅配便を活用した事業所から排出されるパソコン・小型家電等の効率的な回収

提案者：リネット・ジャパン株式会社

内容：宅配便の配送網を利用し、事業系小型家電を効率的に回収し、リサイクルを実施

⇒ このモデル事業を生かして、小規模な排出事業者のリサイクルを推進していくべきである。

2015(平成 27)年度モデル事業 廃棄物の見える化の推進による事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と静脈物流の効率化による低炭素都市の実現

提案者：Save Earth Foundation

内容：計量管理システムによる廃棄物の管理、見える化による排出事業者の意識改善、データ活用による資源賦存量の推計、効率的な回収の可能性の検討など

⇒ このモデル事業を生かして、さらなる資源化と効率化を目指し、事業系ごみの分別回収ルールを構築していくべきである。

4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上

廃棄物の処理過程や資源循環のプロセスにおいては、環境汚染が生じることのないよう、不法投棄や不適正処理が発生しないことが重要である。そのためには、廃棄物の排出者である都民の意識、排出事業者責任の向上を図ることが必要である。

(1) 有害廃棄物等の適正処理

廃棄物の処理・リサイクルに当たっては、とりわけ環境リスクを低減するため、不適正な処理により有害物質を放出することのないよう、確実な処理を徹底することが必要である。

① 水銀含有廃棄物

- 水銀の環境中への人為的な排出を可能な限り防止し、環境汚染や健康被害を防ぐため、2013（平成 25）年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択された。国は、この条約を担保する措置を講じるため、水銀汚染防止法の施行等を予定している。都は、この条約の採択に先立ち、水銀体温計や体温計、蛍光灯などの水銀使用製品について、代替製品への転換や水銀含有廃棄物の回収及び適正処理を進めてきた。
- 「水銀に関する水俣条約」が採択され、水銀による環境の汚染の防止に関する法律及び大気汚染防止法の一部を改正する法律が施行する予定である。
- 水銀含有廃棄物の排出方法の周知徹底、搬入物検査の強化等により、焼却施設への搬入を防止することが必要である。また、施設の適正管理等により、焼却施設からの水銀の排出を防ぐことが重要である。

⇒ 引き続き、区市町村に対し、家庭から排出される蛍光灯等の水銀使用製品の分別収集の拡大や、事業所から排出されるものの分別収集を推進していくことで、水銀の拡散を防止するべきである。

なお、都の処分場に関しては、期限を定めて、廃蛍光灯等の埋立を終了する方向で検討していくべきである。

また、区市町村、民間施設に対して「水銀に関する水俣条約」の採択に対応し、水銀含有物を廃棄物として処分する際の水銀の排出抑制、焼却施設等への搬入防止、施設の適正管理等に関する技術的支援を行うべきである。

② PCB 廃棄物

- PCB 廃棄物は 2027（平成 39）年 3 月までに処理を完了させる必要があり、高濃度 PCB 廃棄物は、全国に 5 ヶ所ある PCB 処理事業所（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）において化学的分解処理を進め、低濃度 PCB 廃棄物は、無害化処理認定施設等で焼却等の処理を進めている。
- PCB 廃棄物は、長期に渡り処理されずに保管されてきたことから、紛失や不適正処理されるものがある。
- また、現在処理の対象になっていない使用中のものも期限内に処理を終えなくてはならない。

⇒ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処理の完了期限が定められている PCB 廃棄物の処理を引き続き促進していくべきである。期限内に処理を完了させるため、都内の PCB 含有機器の使用・保管の実態について調査を行い、都への届出、期限内の適正保管・処理の指導を徹底すべきである。また、解体工事等における紛失等不適正処理を防止

するため、使用・保管事業者、発注者や元請事業者等への普及啓発を行うなど責任を明確化すべきである。

微量PCB廃棄物については、引き続き分析及び処理費用の支援することで中小事業者の負担を軽減し、適正かつ円滑な処理を進めるべきである。

③ 飛散性アスベスト

- 建物解体時に発生するアスベスト含有の廃棄物の保管、収集運搬、及び処分の過程で空気中に飛散・流出しないよう適正な管理が求められる。インフラ更新時期を迎えて多くの解体工事が行われる状況が続いている。
- 引き続き、飛散性アスベストの適正処理が必要である。

⇒ 引き続き、解体工事への立入検査等を通じて発注者や元請事業者等への指導を行っていくほか、飛散性アスベストの適正処理を図るため、都の埋立処分場での受け入れを継続していくべきである。

④ 適正処理困難物・危険物

- 処理の過程で一般廃棄物処理施設での処理が困難な廃棄物や引火・感染等の危険を伴う廃棄物は、排出量は少ないが、人の生活環境や環境への影響は大きい。
- 家庭系危険ごみ等の適正処理を推進していく必要がある。

⇒ これまで処理されずに保管されている適正処理困難物や有害・危険物等が速やかに処理されるよう既存の適正処理方法を改めて周知するとともに家庭系危険ごみや中小事業所の廃棄物を洗い出し、新たな取組を検討していくべきである。

(2) 区市町村への技術支援の強化

- 都は、区市町村によるリサイクルが一層進むよう、分別収集の促進やリサイクル施設の整備等に対する技術的支援を行っている。
- 引き続き、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理を確保するため、広域的な相互支援体制の構築に向けた調整を行っていくことが重要である。

⇒ 廃棄物処理会計の導入や更なる資源化、有害廃棄物対策、施設の高効率化・最適化等の技術支援の充実を図っていくべきである。また、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理を確保するため、区市町村による連携を支援していくべきである。

(3) 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討

- 超高齢化・人口減社会において、遺品整理・不用品回収等、家庭から生じる廃棄物に関して、処理体制や行政サービスに新たな課題が生じている。
- 高齢化の進展と医療技術の進歩により増加が見込まれる在宅医療廃棄物については、区市町村や薬剤師会、医療機器業界等と連携し、適正処理に取り組んできた。(公社)東京都薬剤師会と連携して2002(平成14)年度から開始している使用済み注射針回収事業については、医療機関及び薬局での回収という適正排出への誘導を図り、非鋭利な在宅医療廃棄物については、行政回収・焼却処理を進めている。
- また、2014(平成26)年度からは、地域における在宅医療廃棄物の適正処理に取り組む区市町村に対する財政支援を実施しており、引き続き実施していく必要がある。

⇒ 重量がある廃棄物の搬出を支援するなど高齢な排出者に負担の少ない処理方法の検討や地域の実情に応じた適正処理の取組を進める必要がある。

また、遺品整理、引越ごみ、在宅医療廃棄物等、家庭から生じる廃棄物に関して処理体制や行政サービスに課題があるものについては、区市町村との連携のもと、継続して関係者間での情報共有、意見交換を実施し超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの構築を検討していくべきである。

また、高齢者などに高額請求を行う、一般廃棄物の収集運搬業の許可を持たない違法な不用品回収業者対策についても、各自治体が主体的に取り組むよう促していくべきである。

さらに、在宅医療廃棄物の適正処理に向けた取組を継続していくための、区市町村と薬剤師会等との今後の費用負担のあり方について更なる検討を行っていくべきである。

(4) 海ごみ対策等散乱防止・街の美化

- 小笠原諸島及び伊豆諸島における海岸漂着物については、都が策定した海岸漂着物対策推進計画に基づき、海岸管理者や地元町村が実施する回収及び処理を推進するための総合調整を行ってきている。
- 引き続き、小笠原諸島及び伊豆諸島において処理に関する技術支援等を進める必要があるほか、海や山・川での散乱防止、清掃活動等の美化活動の推奨、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、来街者の増加等が見込まれるため、来街者対応等の街中の対策も必要である。

⇒ 小笠原諸島及び伊豆諸島において処理に関する技術支援を継続して進めるとともに、陸域からの生活ごみと海岸漂着ごみとの関係性に着目し、廃棄物の排出マナー向上のための普及啓発等により、海や山・川での散乱防止、清掃活

動等の美化活動を推奨していくべきである。

⇒ 公共空間の美化

都内の主要繁華街において、美化活動を推進し、ごみ問題や散乱防止に関する都民の意識向上を図っていくべきである。

(5) 古紙持ち去り対策

- 集積所に出された古紙などを、無断で持ち去る行為（持ち去り）がいまだに発生しており、被害は行政回収のみならず、住民団体による集団回収にまで及び、住民・行政・回収業界の信頼関係を損なうような問題となっている。
- 引き続き、2011（平成23）年6月に取りまとめた「古紙持ち去り問題根絶に向けた取組」に基づき、持ち去り行為の根絶に向けた区市町村の取組を支援していく必要がある。

⇒ 引き続き、区市町村における古紙持ち去り禁止に関する条例の制定や業界団体と連携したGPSによる古紙持ち去りルートの解明、違反者への指導や刑事告発等の実効性の高い取組を支援していくべきである。

(6) 合併浄化槽の普及

- 東京都全域における下水道の人口普及率は2014（平成26）年度末で約99%であり、浄化槽の設置基数は減少傾向にある。
- しかし、以前として下水道の未普及地域では合併浄化槽の整備により、生活排水に起因する汚濁負荷量の削減を図る必要がある。

⇒ 引き続き、合併浄化槽の普及を促進するとともに、区市町村と連携して適正な維持管理が行われるよう設置者に指導を行う。また、島しょ地域におけるし尿処理について、し尿、浄化槽汚泥、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源化を図ることを促進する。

(7) 産業廃棄物対策の不適正処理防止

- 不法投棄件数の約7割は建設廃棄物であり、建物解体工事へ現場指導等を実施することにより、不法投棄の未然防止を図っている。こうした取組により、不法投棄件数は減少傾向にある。しかしながら、近年の産業廃棄物の不適正処理は、残土に廃棄物を隠して投棄したり、廃棄物を適正処理したことを証する manifests を交付した上で一部の廃棄物を不法投棄するなど、手口は年々悪質かつ巧妙化し、不法投棄の撲滅には至っていない。
- 今後もオリンピック・パラリンピック東京大会開催に伴う施設整備や高度成長期に整備された大量の施設の更新時期を迎えて解体工事が多い状態が続くと見込まれるため、引き続き現場指導等を徹底していく必要がある。

- 関東甲信越及び福島、静岡エリアの都、県及び政令市の 32 自治体で構成する「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：産廃スクラム 32）を設置し、不適正処理を未然防止等に連携して行政指導や処分を行ってきた。引き続き、広域的な対応が必要である。
- 廃家電等には、金属等の貴重な資源が多く含まれている一方、有害物質やフロン類を含むものがあることから、粗雑な処理が行われた場合、環境汚染の原因となりかねない。しかし、現状では、廃家電等が違法に収集され、有害物質等が除去されないまま処理され、スクラップや雑品として海外に輸出される事例が発生しており、国内外での環境汚染の原因となることが懸念されている。
- 産業廃棄物が資源化されるに当たっては、下流へのトレーサビリティの確保（廃棄物卒業で終わりにしないこと）が重要である。さらに、海外で資源としてリサイクルされる場合には、汚染リスクの輸出防止を図るべきである。

① 行政処分の徹底、広域連携等による抑止

⇒ 違反行為及び欠格要件該当者に対して許可の取消し、事業停止等の行政処分を厳正に行うことで、処理事業者の不適正処理を抑止すべきである。

② 不法投棄等不適正処理対策

⇒ 発生段階からの不法投棄対策として建設解体工事現場への立入指導を引き続き実施するとともに、排出事業者責任の周知や適正処理の徹底を広く浸透させていくべきである。また、悪質、巧妙化している不法投棄等については関係機関と連携して厳正に対処していくべきである。

⇒ 引き続き、産廃スクラム 32 による自治体相互の情報交換、広域的な連携を図り、不法投棄等不適正処理対策に取り組んでいくべきである。

⇒ 違法な収集を行う不用品回収業者や不適正な処理を行う金属スクラップ業者等への立入指導を強化し、違法な処理を駆逐することで、資源循環の適正化を図り、健全なりサイクル事業の育成を図るべきである。

5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

都は、これまで廃棄物の適正処理に加え、より環境負荷の少ない処理や循環利用の高度化に取組、持続可能な資源利用に寄与する事業者が市場で優位に立てるよう、静脈ビジネスの更なる発展を支援してきた。

廃棄物処理・資源循環ビジネスは、再生資源又はエネルギーのサプライヤーである。健全な静脈ビジネスの発展のためには、適正処理の徹底にとどまらず、環境に与える負荷を少なくする取組を行っている処理業者や都民が安心して処理を託すことができる資源循環ビジネスが市場で適正な評価を受け、受注機会拡大のインセンティブとなる取組が必要である。

また、廃棄物等は都民生活や事業活動から休むことなく排出されることから、将来にわたって安定的かつ継続的に適正処理される必要があり、そのための処理施設整備や廃棄物処理に携わる人材育成をたゆみなく行っていく必要がある。

(1) 第三者評価制度の普及促進

- 都は、2009（平成 21）年度から、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている事業者を、第三者評価機関が評価し、「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」として認定する制度を導入し、254 事業者が認定を受けている（2015（平成 27）年 6 月現在）。
- 都は、今後も引き続き、排出事業者に対して、講習会等の機会を活用して制度を周知し、環境配慮契約が定着するよう働きかけていく必要がある。

⇒ 都は、今後も引き続き、排出事業者に対して、講習会等の機会を活用して制度を周知するとともに、環境配慮契約が定着するよう働きかけていくべきである。国の優良性評価制度の見直しに合わせて整合を図っていくべきである。

(2) スーパーエコタウン事業の推進

- 都は、廃棄物問題の解決と環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において、民間事業者が主体となった廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めている。
- 現在、PCB 廃棄物処理施設、ガス化熔融等発電施設、建設混合廃棄物リサイクル施設（2 施設）、食品廃棄物リサイクル施設（2 施設）、廃情報機器類等リサイクル施設（2 施設）、がれき類・建設泥土リサイクル施設、廃カーペットのリサイクル施設の 10 施設が稼働している。さらに、埋設廃棄物リサイクル施設（2 施設）、食品廃棄物リサイクル施設の 3 施設の建設準備が進められており、着実な施設稼働に向け、関係機関との調整を進めていく。
- 今後、新規施設の稼働に伴い、都内産業廃棄物の中間処理のスーパーエコタウンでの処理率を向上させるとともに、廃棄物を排出している都民や事業者にも、スーパーエコタウンの現状や循環型社会づくりについて、正しく理解されるよう、引き続き積極的に見学会を実施していくべきである。

⇒ スーパーエコタウン事業者の先進的な技術を駆使した処理及び再資源化について、引き続き見学会を通じて情報を広く発信し、都内の事業活動を支える産業廃棄物の処理について理解を深めていただくとともに、排出事業者が先進的な取組を評価し、優良事業者を選択する目を養う機会とするべきである。

(3) 社員教育・研修機会の提供等

- 東京都廃棄物条例では、産業廃棄物を排出する事業場には、産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならないと定められている（第14条）。産業廃棄物管理責任者は、排出される産業廃棄物の処理に関する権限を有する者であって、産業廃棄物の処理について十分な知識を有するものでなければならないため、産業廃棄物管理責任者として排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、その責務が果たせるよう人材育成を目的として産業廃棄物管理責任者講習会を実施している。また、適正処理に関する出前講座にも応じている。
- 引き続き、排出事業者を対象とした社員教育・研修機会の提供等に取り組む必要がある。

⇒ 排出事業者を対象とした講習会・出前講座などにより、法令等の最新の情報や不適正処理事例などを周知するほか、再生品利用の促進を図っていくべきである。

(4) 共同技術研究の実施

- 3R施策や適正処理を促進し、静脈ビジネスの発展を促すには、廃棄物処理技術及びリサイクル技術の高度化が不可欠である。
- 各分野の専門化、細分化が進む中、都が研究成果の実装を想定した産学公連携による共同技術研究調査等を実施していくことは重要である。

⇒ 東京都環境科学研究所を活用するなど、産業界、大学、研究機関等と連携し、それぞれの強みを相互に生かした共同技術研究調査等を実施していくべきである。

6 災害廃棄物対策

非常災害の発生に伴う災害廃棄物について、あらかじめ災害時に発生する災害廃棄物の最小化に努めるとともに、迅速かつ適正な処理、再生利用の促進及び最終処分量の削減に資するよう、平時からの備えを万全にして、非常災害発生時には、切れ目ない災害廃棄物処理を実現させる方策を整理して、関係自治体及び関係団体との連携体制を構築し、東日本大震災及び伊豆大島土砂災害における災害廃棄物処理の経験を踏まえた施策の構築が重要である。

そこで、次に示す災害廃棄物処理に関する主な施策の規定に従い、2016（平成28）年度に、首都直下地震を想定した「東京都震災がれき処理マニュアル」（2012（平成24）年度改定）を抜本的に見直し、震災だけでなく自然災害全般の非常災害における

災害廃棄物の処理方法等をまとめた「(仮称)東京都災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

処理計画に追加する災害廃棄物対策の事項は以下のとおりである。これまでの経験を踏まえ、これらの事項を施策の柱とし、内容を検討していく必要がある。

- 災害廃棄物の減量、適正な処理を確保し、生活環境の保全等の措置に関する事項
例：災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関すること
- 災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
例：自治体間及び事業者間の連携・協力に関すること、区市町村で災害廃棄物処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく都道府県への事務委託に関すること
- 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項
例：災害廃棄物の処理を想定した、施設処理能力の把握や施設情報の区市町村との共有に関すること

⇒ 区市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援

区市町村が災害廃棄物処理計画を策定できるよう、これまでのがれき処理に関する知見の情報共有や震災がれき処理マニュアル策定済の区市からのノウハウ提供などの支援を継続するべきである。

⇒ 災害廃棄物処理計画の策定

都は、国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「東京都地域防災計画」及び「区市町村災害廃棄物処理計画」と整合を図りながら災害廃棄物処理計画を策定するべきである。(なお、策定に当たっては、都内における処理可能量の総量を把握するとともに、都内及び近隣自治体との広域連携を踏まえた処理フローや再生資材活用方法等を検討するべきである。)

⇒ 国や関係団体と連携して、広域処理体制の確保等を検討

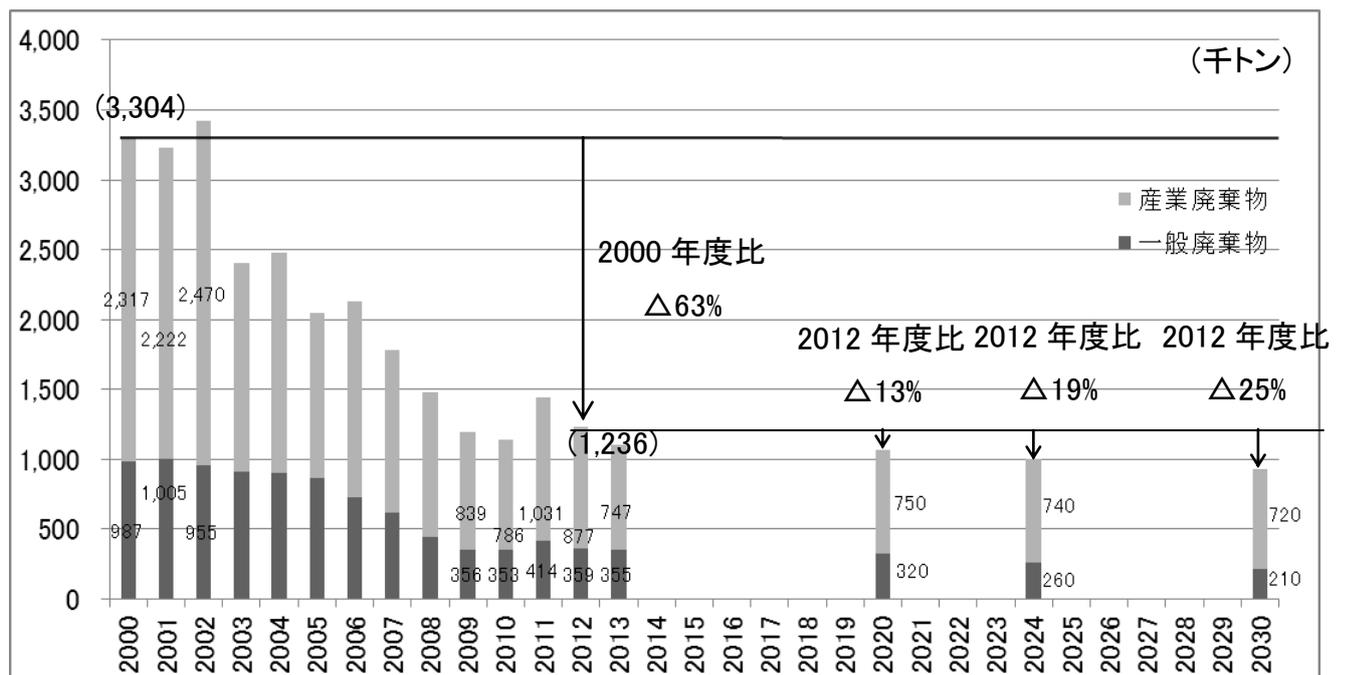
平時から「関東地域ブロック行動計画」策定に関与し、ブロック内での広域的な処理に備えておくべきである。また、災害廃棄物の運搬及び中間処理等について、施設の強靱化も含め、都のみならず区市町村と民間事業者との連携・協力体制をも整備しておくべきである。

<参 考>

東京都廃棄物処理計画 計画目標数値内訳

(千トン)

		2012(ベースライン)	2013(参考)	2020 目標	2030 目標
産業廃棄物	排出量	23,566	24,592	24,000	24,000
	再生利用量	7,194	8,694	8,000	8,000
	最終処分量	877	747	750	720
一般廃棄物	排出量	4,584	4,572	△5%(2012年度比) 4,350	△10%(2012年度比) 4,130
	再生利用量	再生利用率 23% 1,065	再生利用率 23% 1,069	再生利用率 27% 1,170	再生利用率 37% 1,530
	最終処分量	359	355	320	210
最終処分量計		1,236	1,102	△13%(2012年度比) 1,070	△25%(2012年度比) 930
最終処分率		(4.7%)	(3.8%)	(3.8%)	(3.3%)



付属資料

参考・国連 持続可能な発展目標（2015（平成27）年9月25日第70回国連総会で採択）
<<http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=6123>>（外務省仮訳）

目標 12. 持続可能な消費及び生産の形態を確保する

12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。

12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取組を導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

○一般廃棄物の現状（2012（平成24）年度）

- ・一般廃棄物排出量：約458万トン（全国4,523万トンの約10%）
- ・都内の一人一日当たりごみ排出量：約957g/人・日（全国平均964g/人・日）
- ・最終処分量：約36万トン（全国465万トンの約8%）
- ・総資源化量：約107万トン（全国926万トンの約12%）
- ・再生利用率：約23.2%（区部：18.2%、多摩：37.5%、島しょ：11.1%）（全国20.5%）

表1 3Rの取組ベスト3

	人口10万人未満	人口10万人以上
リデュース （1人1日当たりのごみ排出量）	清瀬市 701g/人日 狛江市 736g/人日 東大和市 751g/人日	小金井市 637g/人日（全国第1位） 日野市 696g/人日（全国第3位） 西東京市 710g/人日
リサイクル （再生利用率）	清瀬市 38.0% 狛江市 37.8% 羽村市 37.7%	小金井市 51.8%（全国第1位） 調布市 49.2% 三鷹市 46.3%
エネルギー回収 （ごみ処理量当たりの発電電力量） 全国 221 kWh/トン	板橋工場 515.91 kWh/トン 足立工場 489.67 kWh/トン 中央工場 488.50 kWh/トン 23区平均 412.15 kWh/トン	

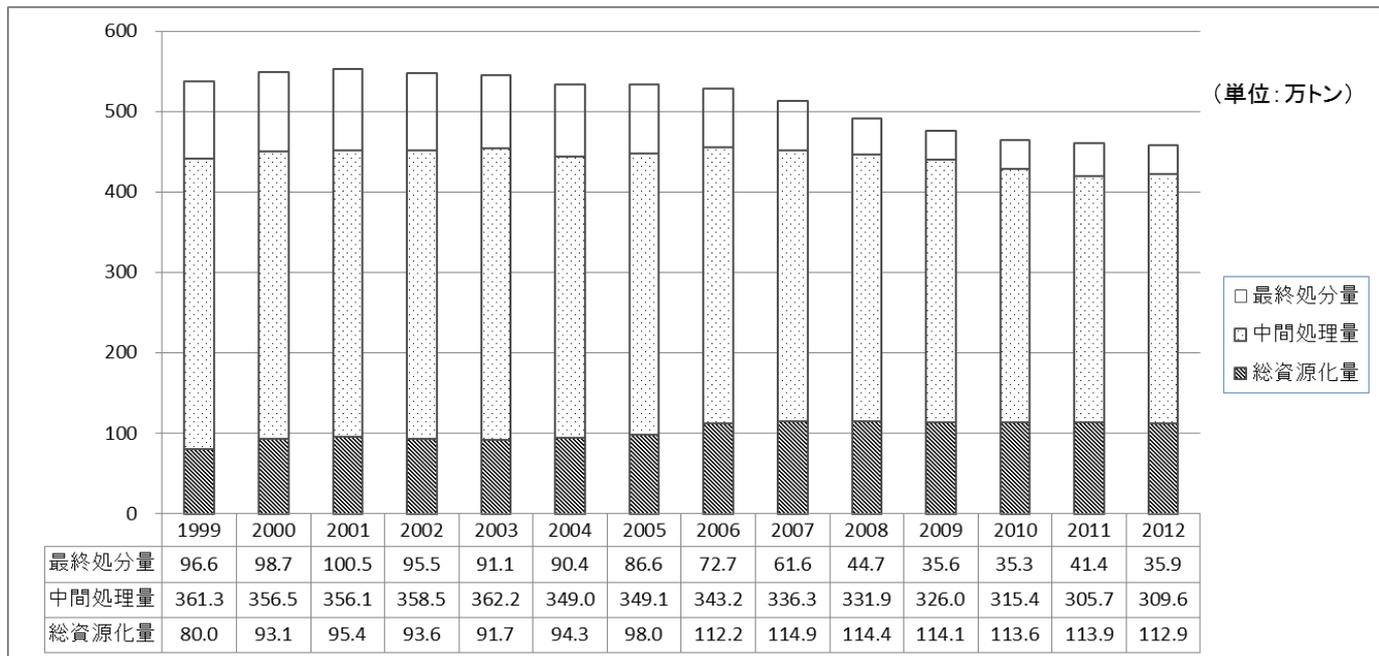


図1 一般廃棄物処分方法別推移

○産業廃棄物の現状（2012（平成24）年度）

【排出量】

- ・産業廃棄物総排出量：2,357万トン（2011（平成23）年度2,375万トンから0.8%減少）

- ・業種別排出量：

上下水道業	1,378万t	（総排出量の58.5%）
建設業	817万t	（同34.7%）
製造業	99万t	（同4.2%）

※ また、上下水道業を除く排出量(979万t)で見ると、建設業から排出される廃棄物が83.5%を占めている。

- ・種類別排出量

汚泥 1,669万t（総排出量の70.8%）

汚泥の内訳：下水道汚泥 1,324万t（同56.2%）

建設汚泥 244万t（同10.3%）

上水汚泥 54万t（同2.3%）

がれき類 480万t（同20.4%）

※ また、上下水道業を除いた排出量11,055千トンで見ると、汚泥が2,927千t（上下水道業を除いた排出量の26.5%）、がれき類が5,868千t（同53.1%）となっており、この2種類で全体の79.6%である。

【最終処分量】

- ・業種別最終処分量 88万t

建設業 44万t（最終処分量の49.7%）

製造業 24万t（同27.1%）

上下水道業 10万t（同11.9%）。

- ・種類別最終処分量

ガラス・陶磁器くず 32万t（最終処分量の36.1%）

混合廃棄物 14万t（同16.4%）

がれき類 11万t（同12.0%）

【再生利用量】

- ・再生利用量 720万t（総排出量の30.5%）

- ・種類別再生利用率

金属くず 98.8%

がれき類 96.0%

鋳さい 93.3%

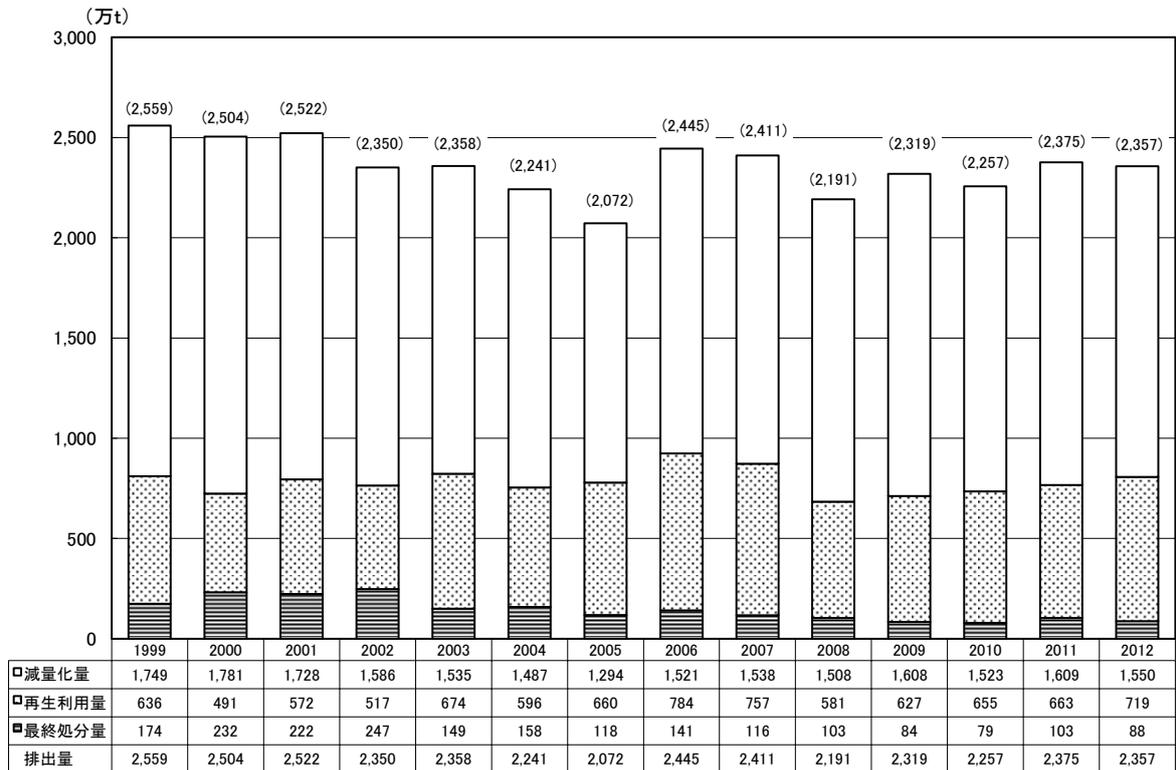
【都内処理量】

- ・都内中間処理量 1,700万t（中間処理量2,325万tの73.2%）

※ 上下水道業を除いた中間処理量10,978千tについてみると、都内で中間処理されている量は4,991千t（上下水道業を除く中間処理量の45.5%）となる。

- ・都内最終処分量 14万t（最終処分量775万tの18.1%）

※ また、上下水道業を除いた最終処分量658千tのうち、都内で最終処分されている量は178千t（同27.1%）となっている。

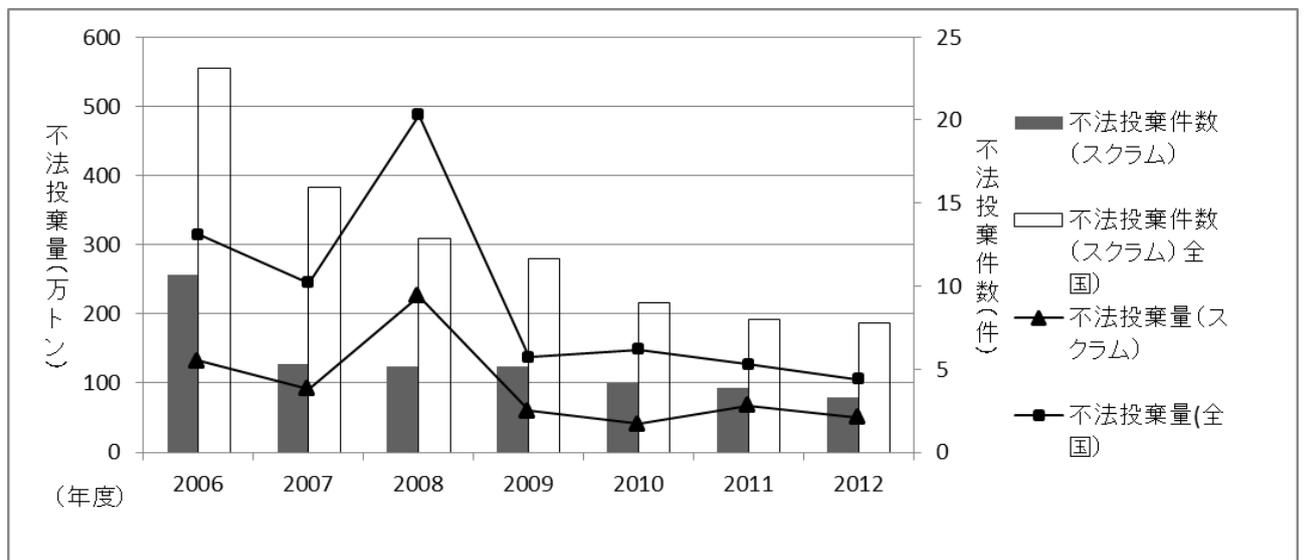


・不法投棄の現状

表2 不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）

		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
スクラム	不法投棄件数	256 (0)	128 (0)	124 (0)	124 (0)	100 (0)	93 (0)	79 (0)
	不法投棄量	55 (0)	38 (0)	94 (0)	25 (0)	17 (0)	28 (0)	21 (0)
全 国	不法投棄件数	554	382	308	279	216	192	187
	不法投棄量	131	102	203	57	62	53	44

※カッコ内は内数で、都内の不法投棄件数・量である。件数は10トン以上の大規模なもの



・スーパーエコタウン事業の概要

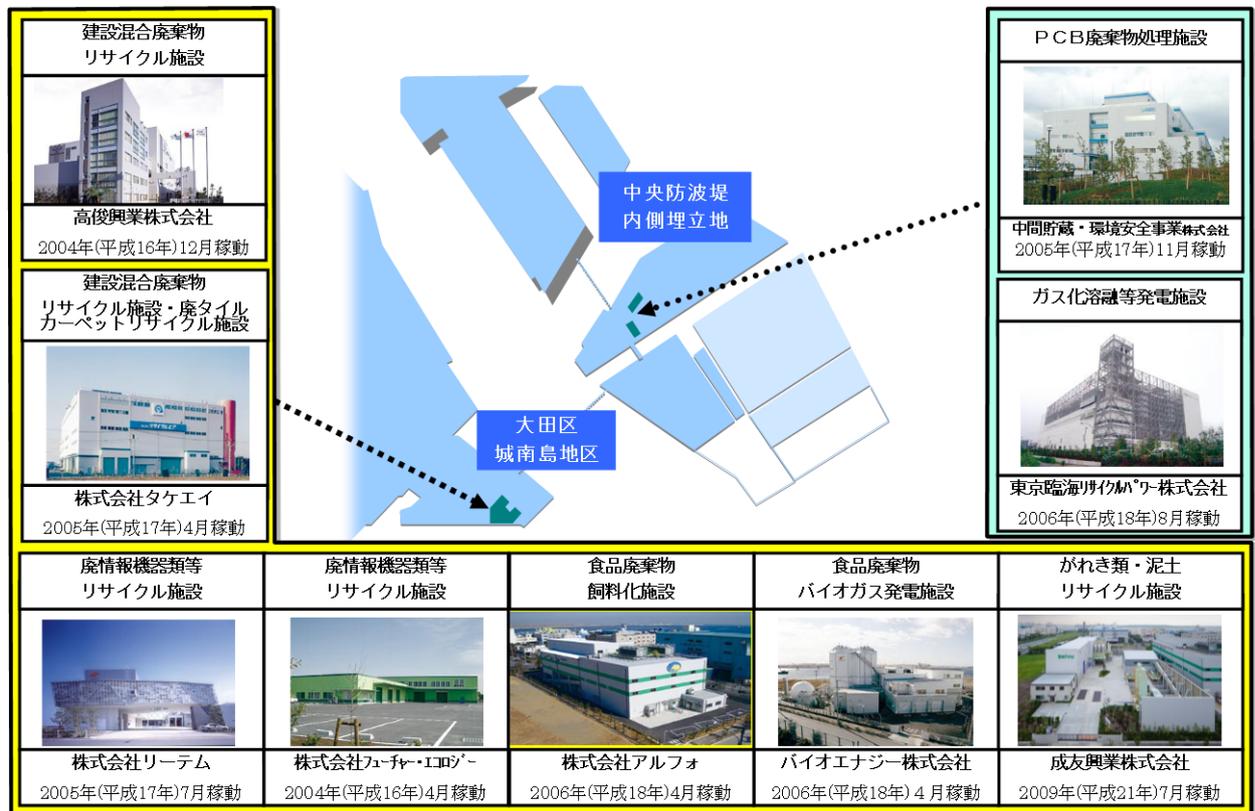


図6 稼働中の施設一覧

表3 整備中の施設一覧

公募時期	第3次公募 (2013(平成25)年9月公募・12月決定)		第2次公募 (2006(平成18)年5月・7月決定)
	事業者名	(株)アルフォ・イー	成友興業(株)
事業内容	食品廃棄物 飼料化・バイオガス発電施設	埋設廃棄物・汚泥 リサイクル施設	埋設廃棄物等 リサイクル施設
基本協定締結	2014(平成26)年1月	2014(平成26)1月	2006(平成18)年8月
施設稼働予定	2017(平成29)年4月	2016(平成28)年11月	2017(平成29)年3月

用語の解説（イメージ）

一般廃棄物

ごみ、し尿、浄化槽汚泥等、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物に区分される。

エコセメント

ごみ焼却灰等に石灰石、粘土、石こうなどを補充して成分を調整したのち、約1,350度以上で焼成して製造されたセメントのこと。エコセメントとは、エコロジーとセメントを合わせた造語であり、土木建設資材として日本工業規格（JIS）に定められている。多摩地域では、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等を「エコセメント」に再生するエコセメント化施設が整備されている。

合併処理浄化槽

し尿とその他の生活排水を併せて処理する浄化槽のこと。これに対して、し尿のみの処理を行うものを単独処理浄化槽という。

がれき類

建築物等の新築・解体工事に伴い発生したコンクリートなどの廃材のこと。

建設泥土（建設汚泥）

シールド工法によるトンネル工事や杭基礎工事等から発生する泥状のもののうち、含水率が高く、粒子が微細な泥状の土のこと。廃棄物処理法上の汚泥に該当する。なお、「泥状」とは、ダンプトラックに山積みができず、その上を人が歩けない状態をいう。

建設廃棄物

建築物等の新築・解体工事に伴い発生した廃棄物のこと。主なものとして、コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材のほか、プラスチック類、石膏ボードなどがある。

その他

フードバンク

サルベージ・パーティ

再生骨材コンクリート

東京都建設リサイクル推進計画

東京都建設リサイクルガイドライン

建設泥土改良土

エコラベル

建築物環境計画書制度

マンション環境性能表示

熱融通

関東地域ブロック行動計画 等